

大規模災害発生時における活動拠点の提供に関する協定書

株式会社高知自動車協会(以下「甲」という。)と高知警察署(以下「乙」という。)とは、地震、風水害その他の災害により甚大な被害が発生し、又は発生するおそれがある場合(以下「大規模災害発生時」という。)における警察部隊への活動拠点の提供について、次のとおり協定を締結する。

(趣旨)

第1条 この協定は、大規模災害発生時における警察部隊の活動拠点としての甲の敷地及び施設(以下「敷地等」という。)の使用に関し必要な事項を定めるものとする。

(敷地等の使用)

第2条 乙は、大規模災害発生時における警察部隊の活動拠点(部隊車両の駐車場所、警察装備の一時保管場所としての占有等を含む。)として甲の敷地等を使用する必要があると認めるときは、甲に対し期間を定めて当該使用について要請するものとする。

2 甲は、前項の規定による要請を承認する場合は、甲の業務に支障を及ぼさない範囲で、乙に甲の敷地等の使用を許可するものとする。

3 前項の規定により許可された甲の敷地等の使用は、無償とする。ただし、乙が使用する水道光熱費については、乙が負担するものとする。

(協議事項等)

第3条 大規模災害発生時における警察活動への活動拠点の提供に関する事項について、この協定に定めがない事項が生じた場合は、その都度、甲と乙とが協議して決定するものとする。

(有効期間)

第4条 この協定は、協定締結の日から効力を発生するものとし、甲又は乙から協定の解除又は変更の意思表示がない限り、継続するものとする。

この協定の成立を証するため、本書2通を作成し、甲及び乙が記名押印の上、それぞれ各1通を保有するものとする。

平成27年8月18日

甲 高知市本宮町223番地
株式会社高知自動車協会

代表取締役



乙 高知市北本町1丁目9番20号
高知警察署

署長

